

◆ 第 45 回全国育樹祭大分県実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会の名称は、第 45 回全国育樹祭大分県実行委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 45 回全国育樹祭(以下「育樹祭」という。)の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 育樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (3) その他育樹祭の開催に必要な事項に関すること

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事(以下「委員等」という。)をもって組織する。

- 2 委員等は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査を行う。

(任期)

第 6 条 委員等の任期は、第 1 6 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第 7 条 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、大分県の財務に関する諸規定に準じて支給することとする。

第 3 章 会議

(総会)

第 8 条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに監事をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃に関すること
- (2) 育樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) その他育樹祭の開催に関し重要な事項に関すること

- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。

- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

- 6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。

- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総合企画委員会)

第 9 条 実行委員会に総合企画委員会を置く。

- 2 総合企画委員会は、委員長、副委員長、委員(以下「総合企画委員」という。)をもって構成する。
- 3 総合企画委員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 総合企画委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 第 6 条及び第 7 条の規定は、総合企画委員会において準用する。
- 6 総合企画委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項で、特に必要と認められる事項に関すること

- (2) 第 8 条第 3 項各号に掲げる事項以外で、育樹祭の開催に必要な事項に関すること

- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること

- 7 第 8 条第 4 項から第 8 項までの規定は、総合企画委員会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「総合企画委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「実行委員」とあるのは「総合企画委員」と読み替えるものとする。

- 8 前各号に定めることのほか、総合企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。(専門部会)

第 1 0 条 総合企画委員会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会で決議した事項については、委員長の承認を得ることにより、総合企画委員会の決定とすることができる。
- 4 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第 4 章 専決処分

(会長の専決処分)

第 1 1 条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないとき、又は簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認

を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 1 2 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大分県農林水産部全国育樹祭推進室内に置く。

- 2 事務局の運営等に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 1 3 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第 1 4 条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計)

第 1 5 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 1 6 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、大分県に帰属するものとする。

第 8 章 補足

(補足)

第 1 7 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日から施行する。
- 2 実行委員会の設立初年度の会計年度は、第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

◆ 第 45 回全国育樹祭 大分県実行委員会委員名簿

(令和 4 年 11 月 13 日時点)

役 職	区 分	所属機関・団体名及び職名等	氏 名
会 長	会 長	大分県知事	広瀬 勝貞
副会長	副会長	大分県議会議長	御手洗吉生
		大分県副知事	尾野 賢治
		大分市長	佐藤樹一郎
		豊後大野市長	川野 文敏
委 員	県議会議員	大分県議会農林水産委員会委員長	太田 正美
	国の機関	林野庁九州森林管理局長	矢野 彰宏
	市町村	大分県市長会会長	佐藤樹一郎
		大分県町村会会長	本田 博文
	農林水産業 関係団体	大分県森林組合連合会代表理事会長	井上 明夫
		大分県木材協同組合連合会理事長	安部 省祐
		大分県樹苗生産農業協同組合代表理事組合長	井上 伸史
		公益財団法人森林ネットおおいた理事長	重本 悟
		大分県林研グループ連合会会長	大平 忠利
		大分県椎茸農業協同組合代表理事組合長	青野 浩志
		大分県みどりの少年団育成連絡協議会会長	泉 一徳
		一般社団法人大分県造園建設業協会会長	桜木 博
		一般社団法人大分県治山林道協会会長	三河 明史
		大分県農業協同組合中央会代表理事会長	壁村 雄吉
	大分県漁業協同組合代表理事組合長	中根 隆文	
	経済労働 関係団体	大分県商工会議所連合会会長	吉村 恭彰
		大分県商工会連合会会長	利光 直人
		大分県中小企業団体中央会会長	戸高 有基
		大分県経営者協会会長	杉原 正晴
		大分県経済同友会代表幹事	後藤富一郎
	観光関係団体	公益社団法人ツーリズムおおいた会長	和田 久継
	宿泊輸送 衛生 関係団体	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	西田 陽一
		大分航空ターミナル株式会社代表取締役社長	工藤 正俊
		九州旅客鉄道株式会社大分支社長	吉野 敏成
		大分県バス協会会長	高寄 和弘
		大分県タクシー協会会長	漢 二美

役 職	区 分	所属機関・団体名及び職名等	氏 名
委 員	報道機関	N H K 大分放送局長	浦川 潤
		株式会社大分放送代表取締役社長	猪俣 知三
		株式会社テレビ大分代表取締役社長	池邊 強
		大分朝日放送株式会社代表取締役社長	橋本 仁
		株式会社エフエム大分代表取締役社長	田中 竜
		大分ケーブルテレコム株式会社代表取締役社長	荒木 節夫
		大分合同新聞社代表取締役社長	長野 景一
		毎日新聞大分支局長	江口 一
		読売新聞大分支局長	堺 拓二
		西日本新聞大分総局長	西山 忠宏
		日本経済新聞大分支局長	松尾 哲司
		日刊工業新聞東九州支局長	廣木 竜彦
		共同通信大分支局長	久保 祐一
		時事通信大分支局長	荒木 隆則
	女性福祉 関係団体	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会会長	安部志津子
		大分県障害者社会参加推進協議会会長	神田 弘法
	教 育 関係団体	大分県小学校長会会長	石川 照代
		大分県中学校長会会長	石川 哲
		大分県立学校長協会会長	久保田圭二
		一般財団法人大分県私学協会理事長	小山 康直
		大分県 P T A 連合会会長	山田 弘樹
		大分県高等学校 P T A 連合会会長	和田 俊二
		大分県教育委員会教育長	岡本天津男
	県	大分県警察本部長	種田 英明
		大分県総務部長	若林 拓
		大分県農林水産部長	佐藤 章
		大分県会計管理者	廣末 隆
監 事			

◆ 第 45 回全国育樹祭 総合企画委員会委員名簿

(令和 3 年 11 月 24 日時点)

役 職	所属機関・団体名及び職名等	氏 名
委 員 長	大分県農林水産部林政担当審議監	中野 賢路
副委員長	大分県農林水産部林務管理課長	吉川 正純
委 員	大分県総務部知事室長	上城 哲
	大分県総務部行政企画課長	比護 哲史
	大分県企画振興部政策企画課長	石井 聖治
	大分県企画振興部広報広聴課長	渡辺 修武
	大分県福祉保健部福祉保健企画課長	首藤 丈彦
	大分県生活環境部生活環境企画課長	河野 雅弘
	大分県商工観光労働部商工観光労働企画課長	岩尾 誠二
	大分県農林水産部農林水産企画課長	井迫 亮太
	大分県農林水産部林産振興室長	高村 秀樹
	大分県農林水産部森との共生推進室長	河野 智久
	大分県農林水産部森林整備室長	吉松 史考
	大分県土木建築部土木建築企画課長	渡辺 栞彦
	大分県教育庁教育改革・企画課長	重親 龍志
	大分県警察本部警備部警備運用課長	亀岡 和茂
	大分県中部振興局農山漁村振興部長	石井 修三
	大分県豊肥振興局農山村振興部長	玉田 直正
	大分市農林水産部林業水産課長	首藤 英之
豊後大野市農林整備課長	関屋 隆	
公益財団法人森林ネットおおいた総務部長	渡邊 悟	

◆ 第 45 回全国育樹祭 式典音楽専門部会名簿

(令和 3 年 10 月 4 日時点)

職 名	役 職	氏 名
大分県吹奏楽連盟	理事長	橋詰 正三
大分県合唱連盟	理事長	中村 弘人
大分県高等学校文化連盟	吹奏楽専門部専門委員長	三宅祐二郎
大分県中学校文化連盟	事務局長	曾根崎浩司
大分県教育庁文化課	主幹(総括)	多嶋田 智
大分県警察本部警務部広報課	音楽隊楽長	工藤 篤

◆ 第 45 回全国育樹祭輸送専門部会名簿

(令和 3 年 10 月 5 日時点)

職 名	役 職	氏 名
大分県農林水産部 森との共生推進室	室長補佐(総括)	松原 恵子
大分県土木建築部 道路保全課	主幹(総括)	佐々木郁夫
大分県土木建築部 公園生活排水課	主幹(総括)	工藤 哲生
大分県警察本部 交通規制課	課長補佐	名倉 英明
大分県警察本部 警備運用課	課長補佐	光来出哲也
公益財団法人 森林ネットおおいた	緑化推進部長	梅木 宏徳
株式会社 大宣(大分スポーツ公園事業所)	課長	朝倉 直紀
株式会社 大宣(大分スポーツ公園事業所)	課長	川原田康人

◆ 第 45 回全国育樹祭 大分県実施本部設置要綱

(設置)

第 1 条 第 45 回全国育樹祭に関する業務を円滑に運営するため、第 45 回全国育樹祭大分県実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(組織及び所掌事務)

第 2 条 実施本部に別表第 1 の左欄に掲げる部を置く。

2 部に別表第 1 の中欄に掲げる班を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(職の設置)

第 3 条 実施本部に、本部長、副本部長、統括本部員及び本部員を置く。

2 部に部長、班に班長及び班員を置く。

3 本部長は知事をもって充て、副本部長、統括本部員、本部員、部長は別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

4 本部長は必要があると認めるときは、第 2 項に規定する職以外の職を置くことができる。

(職務)

第 4 条 本部長は、実施本部の事務全体を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 統括本部員は、実施本部の事務を統括する。

4 本部員は、統括本部員を補佐し、実施本部の運営に参加する。

5 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 班員は、担当事務を掌理し、業務に従事する。

(庶務)

第 5 条 実施本部の庶務は、農林水産部全国育樹祭推進室において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、統括本部員が別に定める。

(附則)

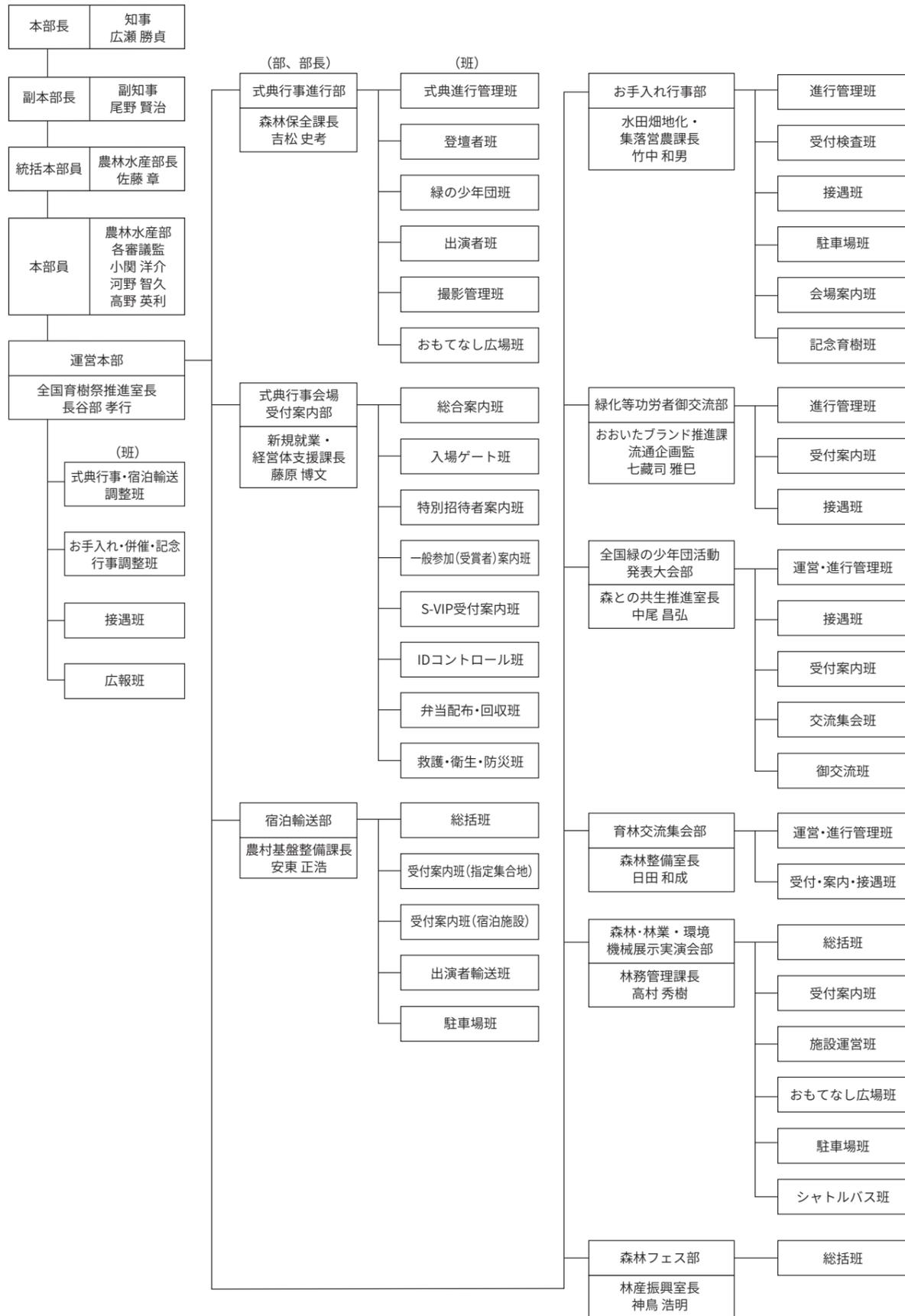
1 この要綱は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

2 この要綱は、令和 4 年 11 月 14 日限り、その効力を失う。

◆ 第 45 回全国育樹祭 大分県実施本部組織及び所掌事務

部	班	所掌事務
運営本部	式典行事・宿泊輸送調整班	式典行事・宿泊輸送の総括及び関係部との調整に関すること
	お手入れ・併催・記念行事調整班	お手入れ行事・併催・記念行事の総括及び関係部との調整に関すること
	接遇班	特別接遇者の案内、接遇に関すること
	広報班	報道関係者の対応に関すること
式典行事進行部	式典進行管理班	ステージ上物品の配置、移動の管理、式典補助員の支援に関すること
	登壇者班	ステージ登壇者の誘導に関すること
	緑の少年団班	緑の少年団、ボーイスカウト、ガールスカウトの誘導管理に関すること
	出演者班	プロローグ、メインアトラクション、エピローグの出演者誘導、式典音楽隊の行動支援に関すること
	撮影管理班	記録撮影に関すること
式典行事会場 受付案内部	おもてなし広場班	おもてなし広場の運営に関すること
	総合案内班	来場者からの問い合わせ、会場案内に関すること
	入場ゲート班	来場者の入場ゲート通過支援に関すること
	特別招待者案内班	特別招待者の案内に関すること
	一般参加(受賞者)案内班	受賞者の案内に関すること
	S-VIP 受付案内班	S-VIP の検査に関すること
	ID コントロール班	ID コントロールに関すること
	弁当配布・回収班	弁当の配布・回収に関すること
宿泊輸送部	救護・衛生・防災班	式典会場の救護・衛生・防災に関すること
	総括班	計画輸送バスの進行スケジュール管理に関すること
	受付案内班(指定集合地)	指定集合地での参加者の本人確認・乗車誘導に関すること
	受付案内班(宿泊施設)	指定宿泊施設での本人確認等に関すること
	出演者輸送班	計画輸送バスの添乗に関すること
	駐車場班	式典行事駐車場の駐車車両誘導に関すること
お手入れ行事部	進行管理班	お手入れ行事全体の進行・出演者・道具管理、救護、消防に関すること
	受付検査班	参加者の受付・検査に関すること
	接遇班	特別接遇者・招待者の案内、誘導、弁当に関すること
	駐車場班	会場内車両誘導、安全管理に関すること
	会場案内班	会場案内、囲み取材の対応に関すること
	記念育樹班	参加者の育樹活動補助に関すること
緑化等功労者御交流部	進行管理班	進行管理に関すること
	受付案内班	参加者の受付・検査に関すること
	接遇班	特別招待者、緑化等功労者の誘導・控室管理に関すること
全国緑の少年団活動 発表大会部	運営・進行管理班	大会の運営、進行管理、救護、弁当に関すること
	接遇班	来賓・講評者等の接遇、発表団サポート、講評会に関すること
	受付案内班	受付・案内、バス添乗員に関すること
	交流集会班	交流集会、宿泊・食事、救護、輸送に関すること
	御交流班	御交流会場準備・進行に関すること
育林交流集会部	運営・進行管理班	大会の運営・進行管理に関すること
	受付・案内・接遇班	参加者の受付、接遇に関すること
森林・林業・ 環境機械展示実演会部	総括班	展示実演会全体の統括、連絡調整に関すること
	受付案内班	来場者の受付・案内に関すること
	施設運営班	配置転換の対応、救護に関すること
	おもてなし広場班	おもてなし広場の運営に関すること
	駐車場班	車両誘導及び警備等管理に関すること
森林フェス部	シャトルバス班	シャトルバス乗降場の誘導に関すること
	総括班	イベントの総括及び各広場の連絡調整に関すること

◆ 第45回全国育樹祭 大分県実施本部組織体制



◆ 第45回全国育樹祭 大分県実行委員会事務局

(令和4年11月12日時点)

役職	氏名	所属
事務局長	長谷部 孝行	大分県農林水産部全国育樹祭推進室長
事務局次長	藤田 勝久	大分県農林水産部全国育樹祭推進室室長補佐
	上野 勝巳	大分県農林水産部全国育樹祭推進室参事
事務局員	重定 顕男	大分県農林水産部全国育樹祭推進室副主幹
	葉師寺 恭朗	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主任
	安藤 美紀	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主事
	飯田 智文	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主事
	河津 栄一郎	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主幹
	井上 八州人	大分県農林水産部全国育樹祭推進室副主幹
	川口 真司	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主任
	松崎 由佳	大分県農林水産部全国育樹祭推進室技師
	村上 義治	大分県農林水産部全国育樹祭推進室総務企画班主幹兼総務部知事室総務班主幹
	黒野 梨佳	大分県農林水産部全国育樹祭推進室総務企画班主査兼総務部知事室総務班主査
安東 克洋	大分県農林水産部全国育樹祭推進室総務企画班主事兼総務部知事室総務班主事	
在籍事務局員		
事務局長 (～R3.3.31)	山崎 吉明	大分県農林水産部全国育樹祭推進室長
事務局員 (～R3.3.31)	溝部 孝博	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主幹
事務局員 (～R4.3.31)	野地 加奈絵	大分県農林水産部全国育樹祭推進室主任